

建築士法上の法定団体に

会員外も苦情解決調査

業務適正化へ加入増加を

日事連、単位会

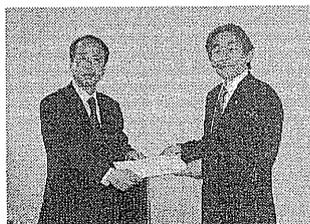
強化や運用を適正化していく。
日事連らは法定団体化を機に協会加入を増やし、会員会社の業務を改

善し、国民の安全安心を守り、事務所の地位向上を目指す。三栖会長は法定団体化は加入義務化への第一ステップ」として

おり、当面、協会加入率を高めて、事務所の業務を適正化した後に団体加入義務化を求めていく考えだ。

改正建築士法の柱の一つ、法定団体規定が5日に施行された。日本建築士事務所協会（日事連、三栖邦博会長）と各都道府県の建築士事務所協会が建築士法上に位置づけられ、団体による自律的な監督機能を強化する。

同日、日事連は国交省へ法定団体の成立を届け出たほか、単体会も2週間以内に当該知事へ提出する。三栖会長は「法定団体化により加入率を高めて、将来的に団体加入義務化を目指す」意気込みを示した。法定団体化により、協会への不当な加入制限を禁止して問口を広げるほか、建築主等からの苦情内容を協会会員以外にも通知・調査する苦情解決業務を実施していく。



和泉住宅局長(左)、三栖日事連会長(右)

日事連と各建築士協会は法定団体として①建築士事務所業務の適正化させる研修の消費者保護を促進する苦情解決業務―大きく2つの役割を担う。重要事項説明の義務化や再委託の禁止など改正建築士法で強化した建築設計・工事監理業務に対応する。

消費者保護に向けては建築主や関係者からの苦情申出に対して相談、助言する。苦情が寄せられた事務所の開設者に対しては内容を知り、説明や資料提出などを調査する。苦情の通知・調査は協会会員外の事務所も対象となり、特に会員は正當

な理由無く拒むことができず、団体による消費者の安全確保を促進する。協会加入は原則として事務所の開設者ならば可

能なる。会員を拡大して事務所業務の適切な運営を促進する。問口拡大に伴い各事務所協会は、昨年改定した倫理規定の徹底をはじめ、懲戒規定の

建設社

09.1.6